

地域商店街等活力向上事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、「市内の商店街・小売市場及びその他商業団体」(以下「商店街等の団体」という。)が活性化のために実施する事業(以下、「地域商店街等活力向上事業」という。)に要する経費を補助することにより、商業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の第1号から第5号までの全てに該当する事業とする。ただし、他の制度により助成を受けているものは除くものとする。

- (1) 商店街等の団体に対する地域住民のニーズを十分に踏まえた事業。
- (2) 商店街・小売市場においては、来訪者の増加、営業店舗数の増加、空き店舗数の減少等、その他の商業団体においては、新規顧客の獲得、構成員の総売上高の増加等、地域商業の活性化の効果が見込まれる事業。
- (3) 事業の実施体制や実施方法に創意工夫が認められること等、他の商店街等の団体が活性化事業に取り組むに当たって参考となり得る事業。
- (4) 内容に新規性があり、従前の継続事業でない事業。
- (5) 中長期的に継続して取り組む事業。

(補助対象団体)

第3条 補助対象となる市内の商店街等の団体は、次の各号のとおりとし、代表者及び役員、並びに業務に従事する者が暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを要件とする。

- (1) 商店街振興組合又は事業協同組合を組織している商店街・小売市場。
 - (2) 5店舗以上で組織している任意の商店街等の団体で、規約等の定めがあるもの。
- 2 補助対象となる団体は、実施する事業に暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を参加させてはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 地域商店街等活力向上事業に係る、会場借料・会場整備費、資料作成費、通信運搬費、広告宣伝費、出展・出演料、アルバイト賃金、消耗品費、レンタル・リース料、雑役務費、委託費(補助対象経費の概ね80%以内)、謝金、旅費
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助率)

第5条 補助率は補助対象経費の100%以内とする。

(交付上限額)

第6条 補助金の交付の上限額は、次の各号のとおりとする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 初めて実施する事業 100万円
- (2) 第1号の規定に加え、専門家派遣事業等により、専門家による商店街活性化のアドバイスを受けた結果、活性化策として策定された事業 150万円

(3) 第1号または第2号の規定に基づき、過去2年度以内に実施された事業に改善を加え、実施するもの(ただし、1回限りとする) 50万円

(事業認定)

第7条 補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、別に定める事業計画書により、事業計画の認定を受けるものとする。

(交付申請及び実績報告等)

第8条 前条の規定により事業計画の認定を受けた団体は、補助金規則に基づき、交付申請及び実績報告等の手続を行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の利益が生ずると認められる場合においては、交付した補助金の額とその収益の額を比較し、少ないほうの全額を市に返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。